

# 事業用の水草等の提供に関する取扱要領

滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課

## 1 目的

この要領は、滋賀県琵琶湖環境部生物多様性保全課（以下「生物多様性保全課」という。）が実施する水草の対策事業において、企業等が行う販売等の事業や公益上の必要に基づき他の地方公共団体等が行う事業に利用するために水草および水草たい肥等（以下「水草等」という。）を提供する場合の取扱いを定めることを目的とする。ただし、生物多様性保全課が有効利用推進のために行う水草等の配布および試験研究用に水草等を提供する場合を除く。

## 2 水草等の種類

提供の対象とする水草等は、次のとおりとする。

- (1) 水草
- (2) 水草たい肥
- (3) その他生物多様性保全課長が認めるもの

## 3 提供の手続

- (1) 水草等の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業用水草等提供申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）を、生物多様性保全課長に提出しなければならない。この場合において、年度内に複数回にわたって水草等の提供を受けようとするときは、申請書に年間計画書を添付するものとする。なお、申請者は、申請書提出までに生物多様性保全課と事前協議を行うものとする。
- (2) 前号の規定による事前協議において、生物多様性保全課長は、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）と調整を行うとともに、申請者に対し必要な助言を行うことができる。
- (3) 生物多様性保全課長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、水草等の提供を行うことが適当と認めるときは提供承諾書（別記様式2）により承諾し、適当でないと認めるときはその旨を申請者に通知するものとする。承諾および通知を行った際は、財団に通知書（別記様式3）により水草等の提供について通知するものとする。
- (4) 前号の承諾を受けた者（以下「被提供者」という。）は、滋賀県（8の規定に基づき財団に業務を委託した場合にあっては財団）に水草等の代金を支払わなければならない。ただし、公益上の必要に基づく提供の場合を除く。
- (5) 被提供者は水草等の提供を受けるときは、あらかじめ、受け取りの日時および運搬の方法等を生物多様性保全課職員および財団職員と協議するとともに、職員の立ち会いの下で作業を行うものとする。
- (6) 水草等は滋賀県または財団に代金の納入が確認された後に引渡すものとする。ただし、公益上の必要に基づく提供の場合を除く。
- (7) 申請書の提出から引渡しは会計年度毎に行うこと。
- (8) 被提供者以外の責により、承諾された水草等の引渡しを受けられなかった場合は、年度内に限り代金の返還を請求することができる。
- (9) 財団は水草等の代金を受け取った場合、その年度の2月末日までに滋賀県に納入するものとする。

#### 4 提供の承諾基準および条件と提供の中止

- (1) 生物多様性保全課長は、水草等の提供の申請内容が次に掲げる要件に該当するときは、提供を不承諾とするものとする。
  - ア 水草等に係る販売等の事業利用以外の目的であると認められるとき。
  - イ 申請書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
  - ウ 申請書の事業計画および収支予算の実現性に疑義が認められるとき。
  - エ 提供の量が、水草の対策事業により得られる水草等の量を超えると認められるとき。
  - オ 申請者が過去に水草等の提供を受けた際に本要領の定めに従わなかったと認められるとき。
  - カ 水草等の引渡し、運搬等に当たり、水草の対策事業に支障があると認めるとき。
  - キ 水草等の引渡し、運搬等において、関係法令等の規定が遵守されない恐れがあると認めるとき。
  - ク その他水草等の引渡し、運搬等の実施において、著しく公共の利益に反すると認めるとき。
  - ケ 申請者に都道府県税の未納があると認められるとき。
  - コ 申請者もしくはその役員等(法人(法人格を有しない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合にあっては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者、個人である場合にあっては営業所等の代表者をいう。)が、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。)第4条第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 被提供者は、次の条件に従わなければならない。
  - ア 水草等の引渡し場所は、水草対策事業における揚陸場所もしくはたい肥化場所を原則とする。
  - イ 水草等の引渡し以降に必要な一切の経費は被提供者が負担しなければならない。
  - ウ 提供を受けた水草等を加工せずに他人に譲渡することはできない。  
ただし、被提供者が特別の理由によりやむを得ず他人に譲渡しようとするときは、生物多様性保全課長の承認を得なければならない。
  - エ 提供を受けた水草等は申請書の内容以外の方法で利用してはならない。
  - オ 利用方法等の変更、使用を中止または廃止しようとする場合は、事前に生物多様性保全課長の承認を受けなければならない。
  - カ 水草等に混入している夾雑物については、関係法令を遵守し適正に処理すること。
  - キ 水草等の利用期間中に、現地調査を行うことがあるほか、進捗状況の報告が求められた際には遅滞なく書面にて報告を行わなければならない。
- (3) 生物多様性保全課長は、水草等の提供を承諾した後、被提供者が前号(1)アからコマまでのいずれかに該当すると認めたときおよび、(2)アからキの条件に従わなかったと認めたときは、被提供者に対し改善を指示するものとし、改善がなされないときは、提供を中止することができる。

#### 5 費用負担

提供する水草等の価格は、毎年、別に定める。ただし、公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他公共団体または私人等に譲渡するときは無償とする。

#### 6 損害賠償

水草等の提供に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害も含む。)は、申請者もしくは被提供者がその責任を負うものとし、県および財団は責任を負わない。

#### 7 結果の報告

被提供者は、水草等の利用について、提供を受けた翌年度の4月30日までに事業報告書(別記様式4)

を生物多様性保全課長に提出するものとする。

#### 8 業務委託

生物多様性保全課長は、水草等の提供にかかる業務およびこれに伴う付帯業務を財団に委託することができる。

#### 9 安全の確保等

被提供者は、水草等の引渡しや運搬等において、安全の確保を図るとともに、運搬等や利用事業の実施に際し周辺住民への生活環境等への配慮を行い、関係法令を遵守すること。なお、関係法令等に基づく措置が必要な場合は、その旨をあらかじめ生物多様性保全課長に通知するとともに、その結果を報告するものとする。

#### 付 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年5月25日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。